

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と建内レンタル株式会社（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において地震、津波、風水害等による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する仮設トイレ（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において機材が必要な場合は、乙に対し機材の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに乙に災害時における機材の提供要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請（次項において「要請」という。）を受けた場合は、機材の優先的な提供及び運搬に協力するものとする。

2 乙は、要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書を甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する協力に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制の維持に努めるものとする。

4 乙は、道路不通等により機材の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対応について甲と協議するものとする。

### （機材の引渡し）

第4条 機材の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上で引渡しを受けるものとする。

### （費用の負担）

第5条 機材の対価及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 機材の対価及び運搬に係る費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2024年(令和6年)10月1日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市水呑町540番地1  
建内レンタル株式会社  
代表取締役 建内 博行